

弊社「システム利用規程」の改正のお知らせ

弊社システム利用規程の一部改正を令和4年10月1日に予定しておりますので、お知らせいたします。

この改正は、弊社におけるリスクマネジメント強化の観点から精査を行った結果、同規程の損害賠償に係る規定に不備があったことから、所要の見直しを行うこととしたものです。

具体的な改正内容は以下のとおりです。

○第49条への規定の追加

第3項 弊社の責めに帰すべき事由によるシステム停止の発生に係る損害賠償の請求

第4項 第3項における損害賠償の上限額

第5項 システム停止以外の原因による損害の発生に係る損害賠償の請求（機器の所有者等の責めに帰すべき事由による）

第6項 第5項における損害賠償の上限額

第7項 システム停止以外の原因による損害の発生に係る損害賠償の請求（弊社の責めに帰すべき事由による）

第8項 第7項における損害賠償の上限額

○第19条への規定の追加

第4項 弊社の損害賠償請求権に係る規定（弊社がシステム利用契約者の故意又は重大な過失によるシステム障害で損害賠償請求を受けた場合）

第5項 弊社の損害賠償請求権に係る規定（弊社がシステム利用契約者の故意又は重大な過失によるシステム障害で損害を被った場合）

上記改正は、有事において、国の重要な基幹インフラとして指定されている弊社の業務継続に支障を来すことのないよう万全を期す観点から行うものであり、弊社のNACCSの管理・運営に関する基本方針等を変更するものではありません。

弊社といたしましては、上記のような事態が生じることのないよう、システムの安定運用に引き続き万全を期して参る所存でございますので、本改正について皆様方のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（資料）新旧対照表（システム利用規程本文）

【問合せ連絡先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
総務部総務課 秋葉・片桐

Tel:03-6732-6119

E-mail:soumu@naccs.jp

改正後

(会社の解除権及び損害賠償請求権)

第19条 会社は、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限が行われた後、1月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合
- (2) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限の措置を繰り返した場合
- (3) 故意又は重大な過失によりシステムに障害を生じさせた場合
- (4) その他システムの利用を継続することが適当でないと認められる場合

2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合は、会社はシステム利用契約を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
- (3) 営業の廃止又は解散の決議をした場合
- (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合

3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、会社はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

4 会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、第49条第3項に規定する損害賠償の請求を受けた場合には、当該システム利用契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。

5 前項に限らず、会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、損害が生じた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当該システム利用者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。

改正前

(会社の解除権)

第19条 会社は、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限が行われた後、1月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合
- (2) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限の措置を繰り返した場合
- (3) 故意又は重大な過失によりシステムに障害を生じさせた場合
- (4) その他システムの利用を継続することが適当でないと認められる場合

2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合は、会社はシステム利用契約を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
- (3) 営業の廃止又は解散の決議をした場合
- (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合

3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、会社はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

【追加】

【追加】